

# TPPと日本の通商政策

服部 哲也

拓殖大学政経学部

2016年6月11日

政治経済研究所主催公開講座



# 内 容

## I . TPPについて

- (1) TPPの評価
- (2) TPP反対論への回答
- (3) 日本の早期批准の意義
- (4) TPP活用に必要なとなる政策対応
- (5) TPPの改善点

## II . TPP後の日本の通商政策

- (1) TPP加盟国拡大におけるASEANの重要性
- (2) TPPを鋳型としてFTAAP形成促進
- (3) 日本の通商政策の目指すべき目標 : WTOの再構築

# I. TPPについて

# TPP (Trans-Pacific Partnership: 環太平洋経済連携協定) 交渉の経緯

- ・2006年にニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ4カ国間で発効した自由貿易協定が始まり。  
→その後、米国、オーストリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが交渉に参加。
- 2011年、日本、カナダ、メキシコが交渉への参加の意向を表明。
- ・原則として全品目の関税撤廃を目標に掲げ、深い自由化を目指す。

# TPP (Trans-Pacific Partnership: 環太平洋経済連携協定) 交渉の経緯

- ・2012年6月にTPP交渉参加9か国によって、日本と同様に交渉への参加の意向を表明したメキシコとカナダのTPP交渉への参加がいち早く承認される。
- ・2013年7月に、TPP交渉への参加の意向を表明した日本の交渉への参加が既存の全11か国により承認。
- ・2015年6月に、米国議会において、大統領に大幅な通商交渉権限を委ねる法案である貿易促進権限 (TPA) が通過した。
- ・2015年10月にTPP交渉閣僚会合が開かれ、TPP交渉大筋合意。  
⇒世界のGDPの4割、世界貿易の3分の1をカバーする12か国の間で21世紀型貿易に対応した新しいルールが盛り込まれた広域経済連携 (メガ・リージョナリズム) 成立へ向けての大きな一歩として評価。

# なぜ、TPP交渉が行われているのか？

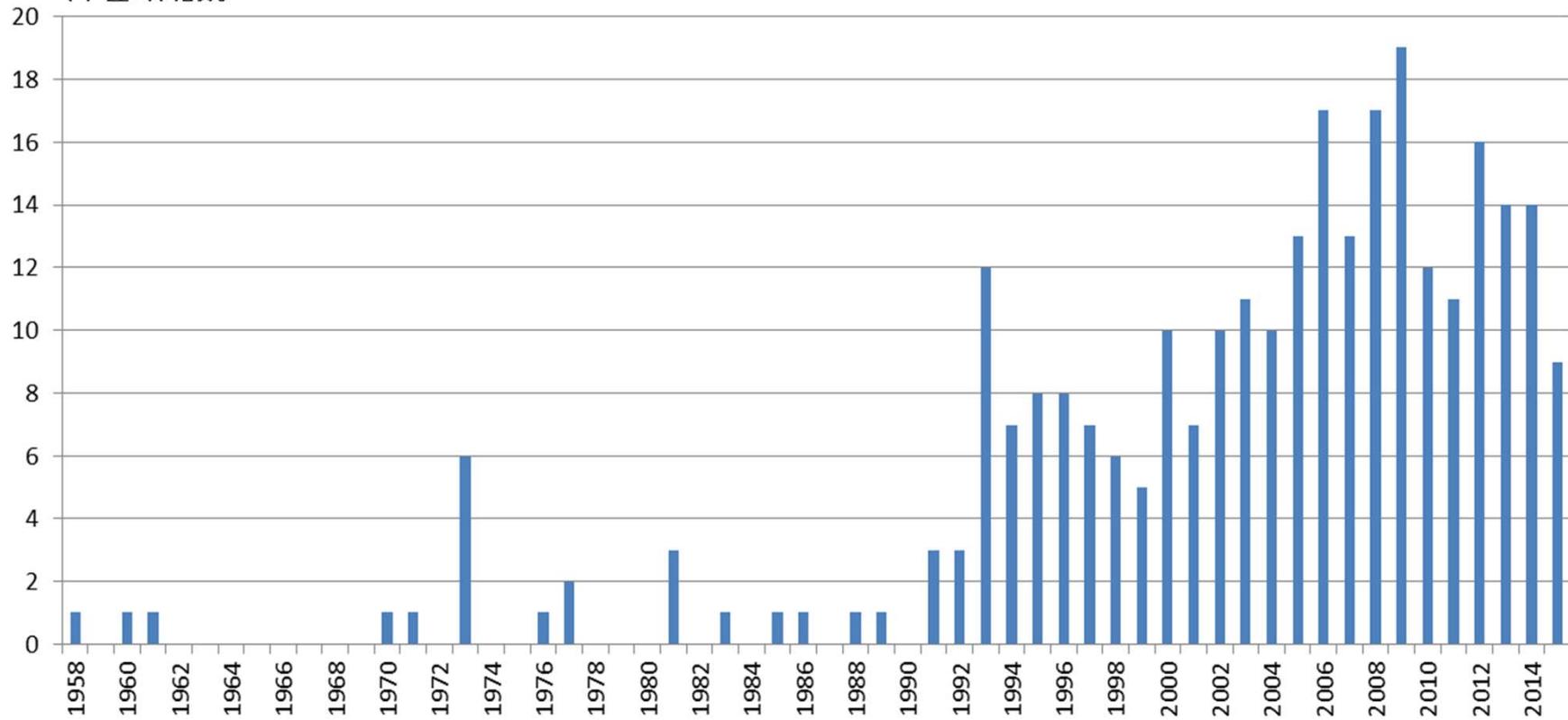
1. WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) におけるドーハ・ラウンド交渉の停滞。
2. 国境を越える生産工程間分業による新しい世界貿易、いわゆる「21世紀型貿易」の拡大。

# WTOにおけるラウンド交渉の停滞

- 1996年シンガポールにおける第1回WTO閣僚会議
  - 21世紀型貿易に対応するルール作りの必要。
  - 2001年ドーハにおける第4回WTO閣僚会議で新たなラウンドの立ち上げ(ドーハ・ラウンド)。
  - しかしながら、2011年に、工業製品、農産物の関税引き下げを含む包括合意を断念するに至った。
  - ⇒ WTOが貿易自由化の合意形成フォーラムとして機能しないことが明らかになる。
  - ⇒ 各国は、貿易自由化の合意形成フォーラムとして地域貿易協定を積極的に活用するようになる。

# 地域貿易協定の推移

(単位: 締結数)



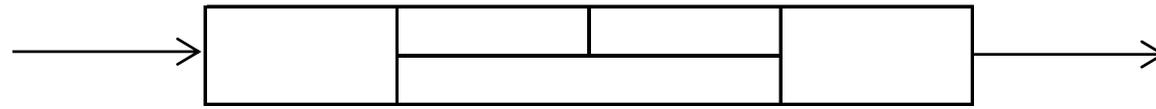
(出所)WTO



# 日本の地域貿易協定

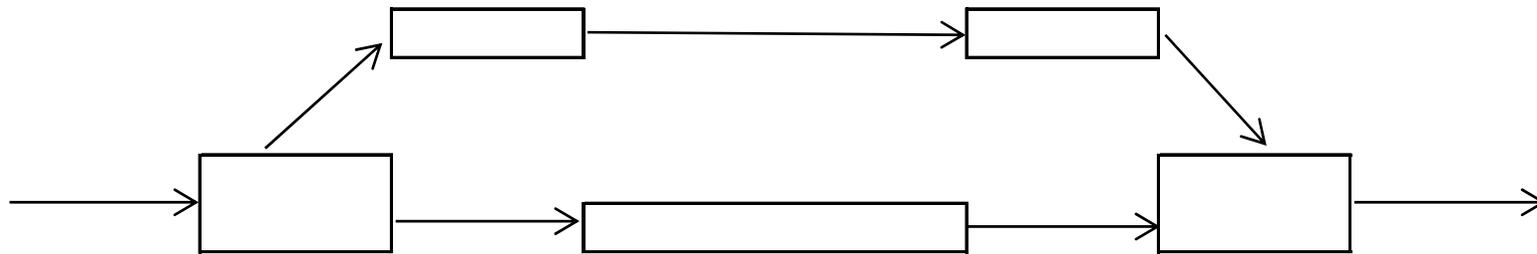
相手国	発効年
シンガポール	2002年
メキシコ	2005年
マレーシア	2006年
チリ	2007年
タイ	2007年
インドネシア	2008年
ブルネイ	2008年
フィリピン	2008年
ASEAN	2008年
スイス	2009年
ベトナム	2009年
インド	2011年
ペルー	2012年
オーストラリア	2015年
モンゴル	2016年

# ICT発達以前



⇒国内の同一場所で、各生産工程は一体であった。

# ICT発達以降



⇒国境を越えて各生産工程を分離することが可能となった。

# フラグメンテーション

- ・ICTや国際輸送の発達により、今まで国内で行われていた生産活動が、複数の生産工程に分けて、それぞれの生産工程に最適な立地において生産活動が行われるようになってきた。
- ⇒このような国境を越えた国際的な生産工程間分業をフラグメンテーションという。
- ⇒フラグメンテーションにより、国境を越えた中間財などの財・サービス・知的財産権の双方向の取引が活発化。

# フラグメンテーションの経済効果

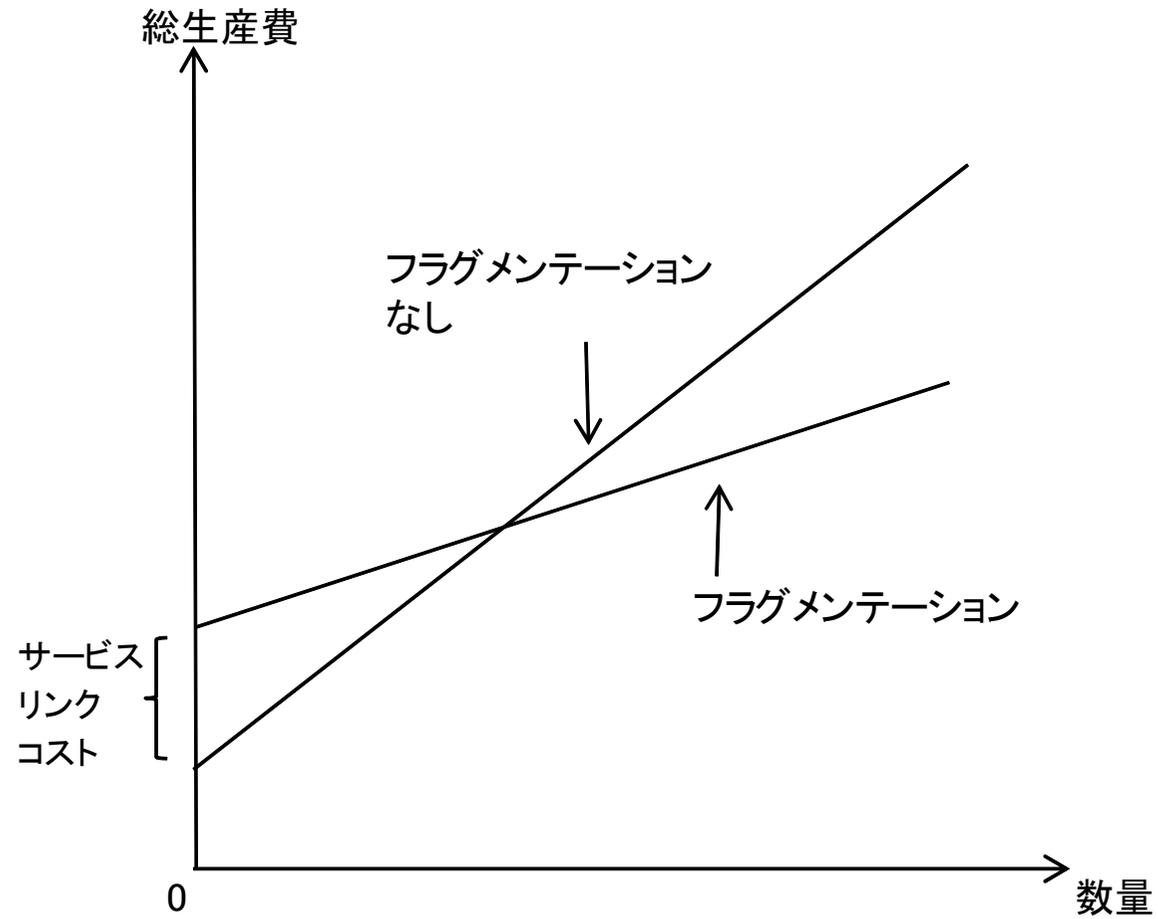
- ・フラグメンテーションによる国境を越えた生産工程間分業の効率性向上により、生産に伴う費用が削減される。

→ **可変費用の低下**

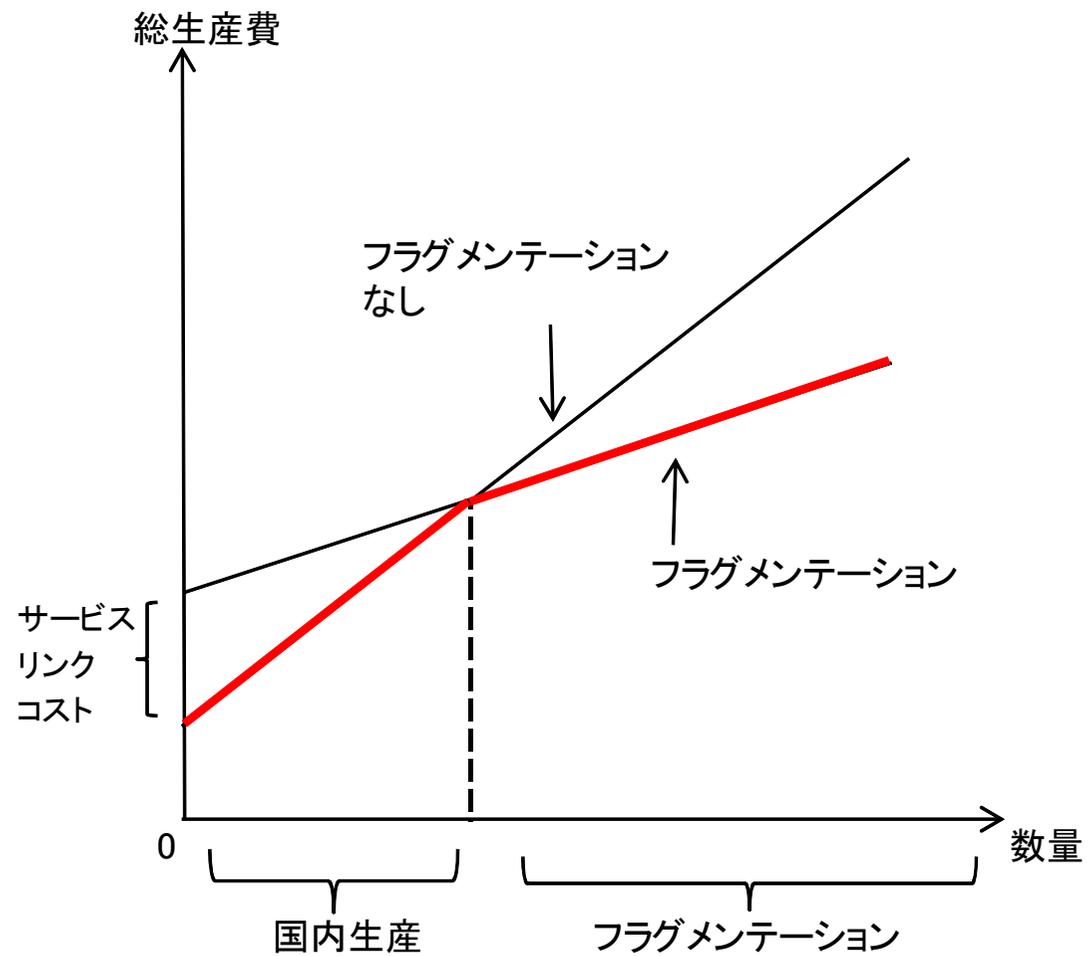
- ・フラグメンテーションによる国境を越えた生産工程間の調整には、輸送、通信費などの費用が高くなるので、その分だけ、サービス・リンク・コスト上乘せされることになる。

→ **固定費用の上昇**

# フラグメンテーション



# フラグメンテーション



# フラグメンテーションの障害

・21世紀になると、フラグメンテーションが活発化し、企業内での国境を越える財・サービス・投資の双方向の取引、いわゆる、21世紀型貿易が拡大。

→関税などの国境措置のみが貿易障壁となるのではなく、むしろ、各国の国内措置が企業のグローバルな活動の障害となってきた。

例；ある国の外資を規制する投資規制によって、その国で企業活動を行うためのサービス拠点を設立することができない。

⇒投資、競争、知的財産権の強化など、21世紀型貿易に対応した新しいルールが必要になっている。

# TPP協定の構成

第1章	冒頭規定及び一般的定義	第16章	競争政策
第2章	物品の市場アクセス	第17章	国有企業及び指定独占企業
第3章	原産地規則	第18章	知的財産
第4章	繊維及び繊維製品	第19章	労働
第5章	税関当局及び貿易円滑化	第20章	環境
第6章	貿易救済	第21章	協力及び能力開発
第7章	衛生植物検疫措置	第22章	競争力及びビジネス円滑化
第8章	貿易の技術的障害	第23章	開発
第9章	投資	第24章	中小企業
第10章	越境サービス貿易	第25章	規制の整合性
第11章	金融サービス	第26章	透明性及び腐敗行為の防止
第12章	ビジネス関係者の一時的入国	第27章	運用及び制度に関する規定
第13章	電気通信	第28章	紛争解決
第14章	電子商取引	第29章	例外
第15章	政府調達	第30章	最終規定

# TPPの自由化深堀ルール(WTOプラス)と 新しく作られたルール(WTOエクストラ)

自由化深掘りルール (WTOプラス)		新しいルール (WTOエクストラ)	
	紛争解決手続き 適用の有無		紛争解決手続き 適用の有無
市場アクセス	○	貿易円滑化	○
サービス貿易	○	投資	○
金融サービス	○	ビジネス関係者の一時的な入国	○
電気通信	○	電子商取引	○
政府調達	○	競争政策	×
知的財産	○	国有企業	○
		労働	○
		環境	○
		規制の整合性	×
		透明性及び腐敗防止	○

# TPPにおける自由化深掘りルール (WTOプラス)

## ・市場アクセス

TPPでは、原則として、例外なき関税撤廃。

⇒工業製品については、

TPP11か国(日本以外のTPP交渉国)

即時撤廃率：品目数86.9%、貿易額76.6%

関税撤廃率：品目数99.9%、貿易額99.9%

日本

即時撤廃率：品目数95.3%、貿易額99.1%

関税撤廃率：品目数100%、貿易額100%

# TPPにおける自由化深掘りルール (WTOプラス)

## ・越境サービス貿易

WTOのサービス一般協定(GATS)では、原則自由化の対象外とし、サービス貿易の自由化を約束したものだけをリストに掲載するポジティブ方式である。

⇒TPPでは、越境サービス貿易について、原則自由化の対象とし、サービス貿易自由化の対象としないものだけをリストに掲載するネガティブ方式を採用。

# TPPにおける自由化深掘りルール (WTOプラス)

- ・知的財産権

  - 営業秘密の不正取得等の刑事罰の義務化。

  - 故意による商業規模の著作物の違法な複製等についての非申告罪化。

- ・政府調達

  - WTOの政府調達協定は複数国間貿易協定。

  - (TPP交渉国中、カナダ、日本、ニュージーランド、シンガポール、米国が加入。)

  - ⇒同協定に未加入で、日本とのEPAで同水準の協定を締結していないマレーシア、ベトナム、ブルネイへの日本企業の参入が可能になる。

# TPPにおける新しいルール (WTOエクストラ)

## ・投資

2012年の米国モデル投資協定に準拠。

設立前及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇。

公正衡平待遇は国際慣習法の原則に基づく待遇であることを規定。

技術移転要求などの特定措置の履行を求めることが原則禁止。

特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求できないこと等を規定。

投資家と国との間の紛争解決手続き(ISDS)採用。

⇒日本が投資協定を締結していない米国、カナダ、ニュージーランドの間で投資についてのルールが適用可能に。ISDSの適用を認めていないオーストラリアの間でISDSの利用が可能に。

# TPPにおける新しいルール (WTOエクストラ)

- ・国有企業及び指定独占企業

国有企業などが物品又はサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に差別的な待遇を与えないこと、国有企業への非商業的な援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと等を規定。

⇒新興国などで影響力の大きい国有企業が公正な競争を阻害しないよう規律が導入。

# TPPにおける新しいルール (WTOエクストラ)

## ・電子商取引

電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む）に対して関税を賦課してはならないこと、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置することを要求してはならないこと、他の締約国の企業等が所有する大量販売用のソフトウェアのソース・コードの移転又はソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならないこと等を規定。

⇒ 電子商取引についてのルールを明確に定めることで、不確実性を取り除き、電子商取引の発達をさらに促す。

# 地域貿易協定の経済効果

## ( i ) 貿易創出効果

＝地域貿易協定締結により、輸入財価格が低下し、消費者の満足度が増加し、国内の非効率的な生産の歪みが是正され、国内の経済厚生が改善する効果。

## ( ii ) 貿易転換効果

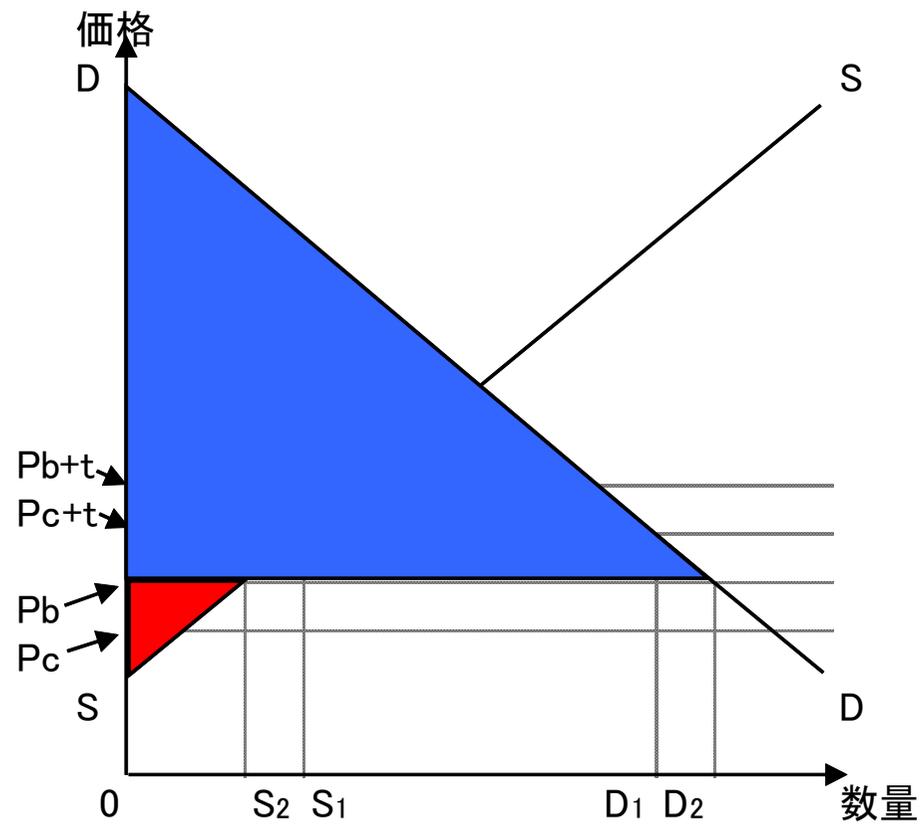
＝地域貿易協定締結により、輸入先が生産の効率的な国から非効率的な国へと転換することによって、国内の経済厚生が悪化する効果。

# 地域貿易協定の経済効果

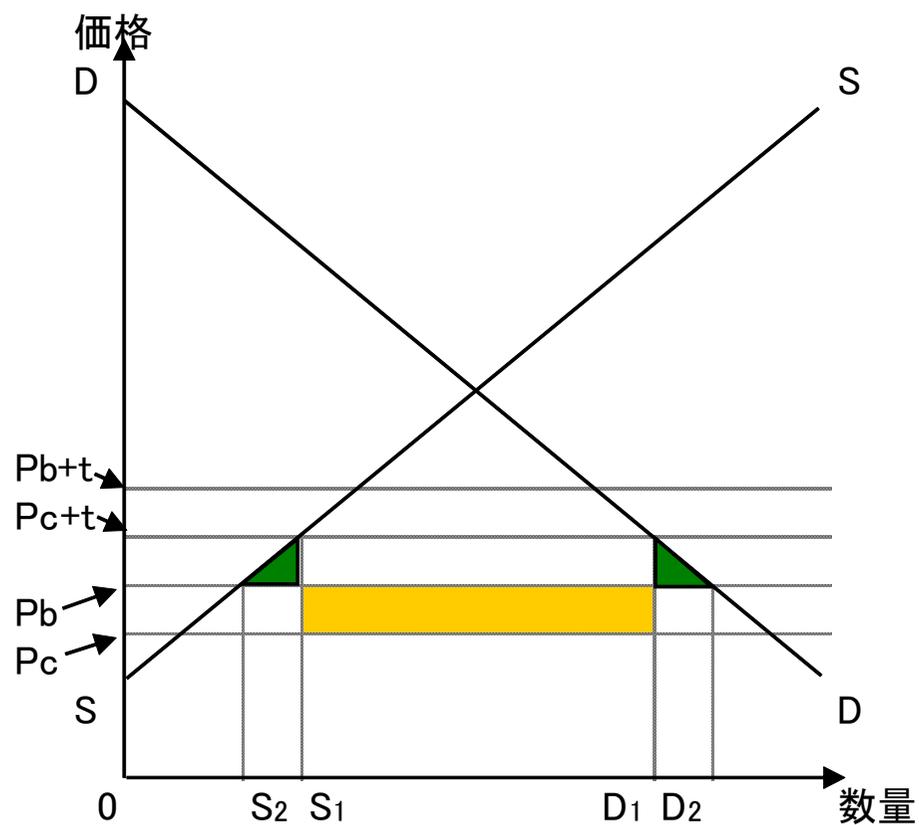
- ・自国は小国である。
- ・自国は、B国とC国から輸入している。B国の輸出価格は $P_b$ であり、C国の輸出価格は $P_c$ であり、C国の方が生産性が高い。 $\rightarrow P_b > P_c$ 。
- ・地域貿易協定を締結するまで、両財に対して従量税 $t$ を課している。
- ・自国はB国と地域貿易協定を締結する。



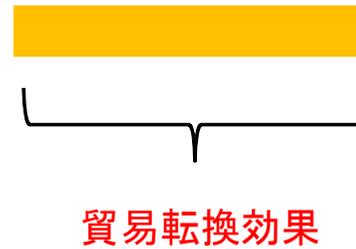
# 地域貿易協定の経済効果 (締結後)



# 地域貿易協定の経済効果



# 地域貿易協定の経済効果



# TPPの経済効果 (政府統一試算)

- ・2013年の政府統一試算では、TPPの経済効果を実質GDP3.2兆円(+0.66%)の増加と試算していた。  
→2015年に新たに発表された政府統一試算では、TPPの経済効果を実質GDP14兆円(+2.6%)の増加と試算している。

# TPPの経済効果

・2013年と2015年の2つの政府試算の違いは、後者の試算にのみ組み込まれている以下の3点の効果の違いが大きい。

(1) 貿易円滑化・非関税障壁の削減効果

(2) 貿易開放度(輸出入比率)上昇による生産性上昇効果

貿易開放度 1%の上昇で、TFP 0.15%の上昇

(3) 生産性上昇→実質賃金増加による労働供給の増加効果

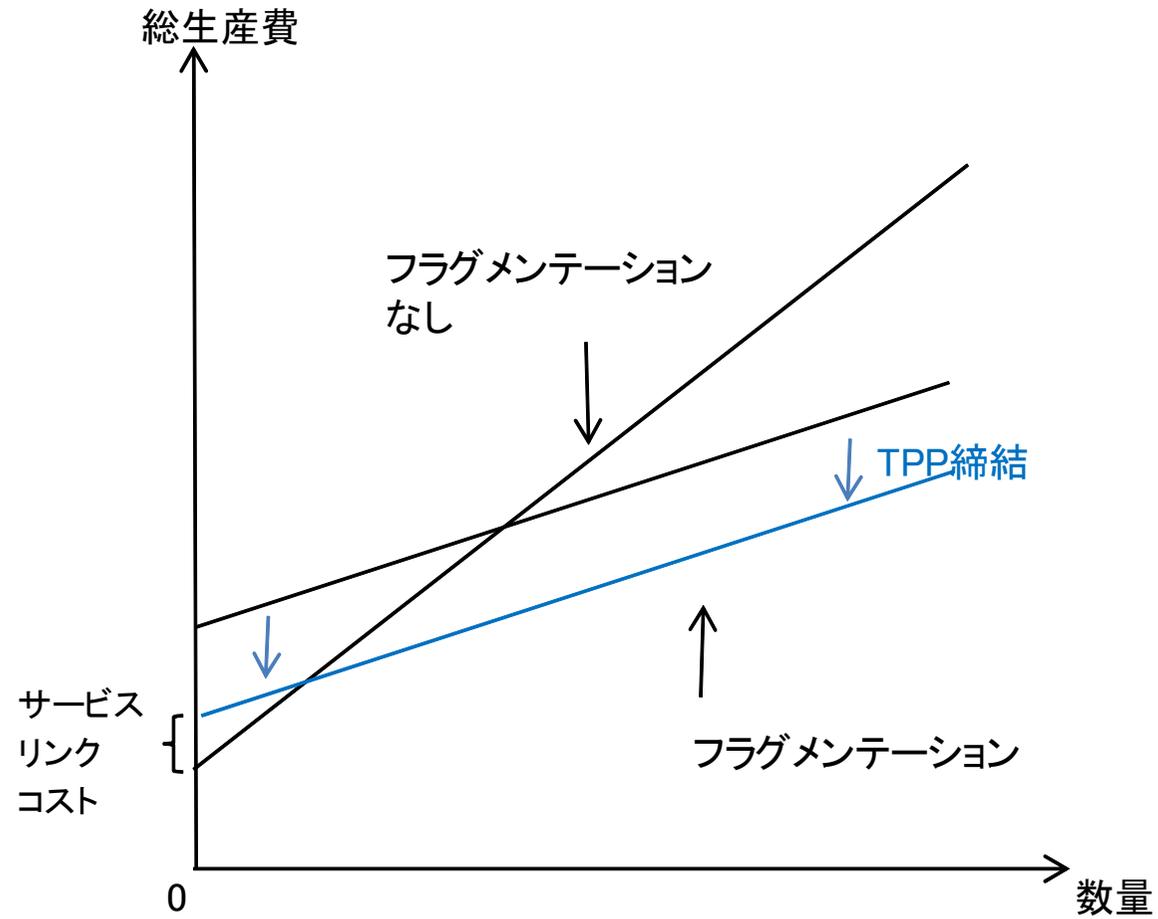
実質賃金 1%の上昇で、労働供給 0.8%の増加

# TPPの経済効果

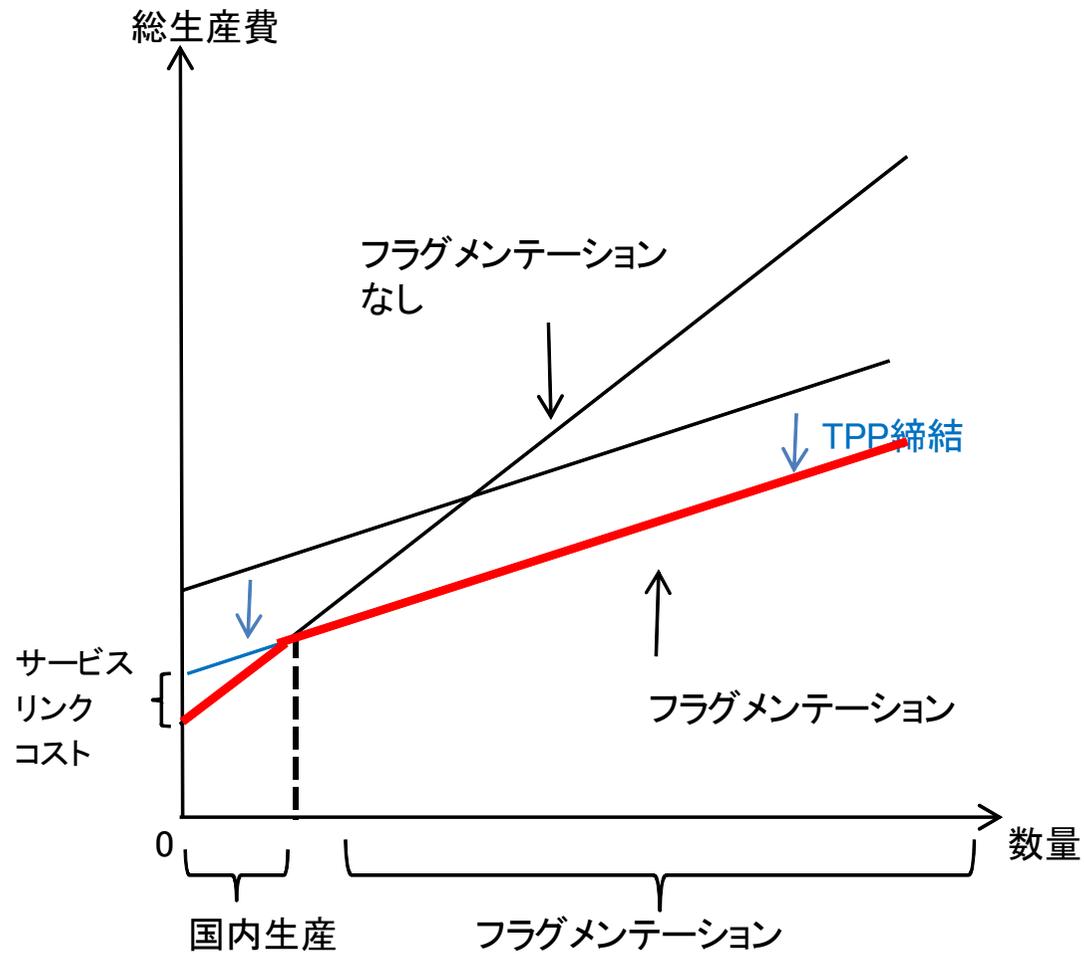
・ただし、政府統一試算では、同一産業内に企業の異質性が存在すると、TPPにより、生産性の高い企業の比率が増えることで産業内の生産性が上昇する効果や対内・対内直接投資の増加に伴う技術のスピルオーバーにより生産性が上昇する効果などは、モデルの中に組み込まれていない。

⇒たとえば、World Economic Forum(2013)は、グローバル・バリュー・チェーンに対する障害を撤廃すると、世界に2.6兆ドルの便益がもたらされると推計している。これは、世界の関税撤廃した場合の便益0.4兆ドルの6倍程度の大きさとなる。

# フラグメンテーション



# フラグメンテーション



# TPP反対論への回答

## ・国内農業崩壊の懸念

⇒日本の農業の関税撤廃率は81%にとどまり、主要5品目については、多くの品目で高関税が維持されることになった。

例えば、コメについては、高関税(341円/kg)が維持されることになった。また、ミニマムアクセス米(77万トン)の他、売買同時入札制度により、米国に当初5万トン、13年目以降、7万トン、オーストラリアに当初0.6万トン、13年目以降に0.84万トンの枠を設定したが、輸入枠を増やした分だけ、備蓄米として国内米を買い取ることで、輸入増によるコメの国内価格への影響を抑える方針を示している。

# TPP反対論への回答

- ・食の安全への懸念

⇒TPPには、衛生植物検疫措置への規定が設けられており、加盟国に食品の安全を確保するために必要な措置を採ることが認められている。

# TPP反対論への回答

- ・国民年金制度や国民皆保険制度崩壊への懸念  
⇒ TPPの金融サービスの章で、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービスについては、規定が適用されないとされている。さらに、サービス貿易において、日本は、社会事業サービス(保健、社会保障、社会保険等)などについて、包括的な留保を行っているため、将来に渡って、規制を強化し、導入する自由が確保されている。

# TPP反対論への回答

## ・ISDS導入による企業濫訴への懸念

⇒ISDSは、これまで日本が締結した多くのEPAの投資章に規定されている。また、TPPの投資章では、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために立案され無差別に適用される措置は、極めて限られ場合を除き、間接受容を構成しないと規定。さらに、ISDSについて全ての判断内容等を原則として公開するなど、濫訴に歯止めをかけるための多くの規定が盛り込まれている。

# TPP反対論への回答

・著作権の非申告罪化による表現の自由制約への懸念

⇒ TPPの知的財産権章では、市場による著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合は、この規定は適用されないことが定められており、二次創作などは認められる見込み。

# TPP反対論への回答

・新薬のデータ保護期間が実質8年とされたことで、後発薬普及が妨げられることに対する懸念

⇒日本では、薬事法により、一度新薬が認められても、一定期間使用后、改めてその新薬の有効性と安全性を再審査することが定められており、再審査期間が原則8年とされている。再審査には、ジェネリック医薬品にも新薬と同等の資料の提出が必要とされているため、現在、再審査期間が実質的に新約データの保護期間として機能しており、日本への影響はほとんどない。

# TPP発効条件

・TPP発効については、全交渉参加国が批准しなかった場合でも、2013年のGDPで全交渉参加国の85%を超える6か国以上が批准した場合、署名後2年プラス60日以内に発効することが規定。

⇒逆に言えば、TPP発効のためには、日本と米国の批准が欠かせない。

# 米国のTPP批准の見通し

- ・2016年2月4日、TPP署名。
  - TPP実施法案の議会審議が最短で開始され、米国のFTA関連法案の審議に係る平均的な審議期間をかけたとすると、2016年7月に批准することが可能。
  - しかし、2016年11月の大統領選挙を控え、民主党、共和党ともに、TPPの賛否は拮抗しており、TPP関連法案の審議は大統領選挙後に先送りされることになった。
  - ただし、先送りされた場合でも、共和党のトランプ氏、民主党のクリントン前国務長官はTPPに反対の姿勢を見せているため、米国において、TPPが批准されるかどうか、予断を許さない。

# 日本の早期批准の意義

- ・日本でも、7月に行われる参議院選挙を意識して、TPPに関する審議は参議院選挙後に先送りされた。
  - しかし、TPPについて丁寧で迅速な審議を行い、市場アクセス、知的財産など必要となるTPP関連法案の改正を行い、速やかにTPPを批准すべきである。
  - 日本は、TPP交渉に最も遅く参加した国であるが、TPP発効に必要な不可欠な一方の国として、いち早く批准することによって、批准の難航が予想される米国をはじめとする他の加盟国の批准を後押しする。
  - それにより、今後、TPPを鋳型とする世界貿易の新しいルール作りを主導することが可能となる。

# TPP活用に必要となる政策対応

## ・ワントップの相談窓口の設置

TPPは、サービス・リンク・コストを低下させ、これまで国内に留まっていた国内企業が海外進出することを可能にする一方、TPPは対象となる分野が多岐にわたり、複雑である。  
→TPPにより、これまで国内に留まっていた中堅企業、中小企業、地方の企業が海外に進出することが可能になるので、必要となる情報提供、海外の現地企業とのマッチングなどを行うことが求められる。また、国内企業の要望を反映させ、他の加盟国との交渉を行う必要が出た場合、交渉の主体となり得るのは、政府のみであるので、政府関与が必要になる。

# TPP活用に必要となる政策対応

- ・TPPの紛争解決では、TPPの協定違反について、
  - (i) 協議の後、特定の期間内に解決することができない場合、パネルの設置を要請できること、
  - (ii) パネル報告において、違反又は無効化もしくは侵害が認められた場合、それを除去すること、
  - (iii) それが無実施の場合、代償を支払い、代償に合意できないとき利益の停止ができること、などが定められており、WTOに類似したパネルによる紛争解決手続きを備える。
- TPPではWTOプラス、WTOエクストラの新しいルールが導入されており、紛争解決手続きがどのように機能するかが極めて重要。
- TPPに加入する途上国が法的サービスや金銭的援助を受ける仕組みを整え、TPPの紛争解決手続きへの実質的なアクセスを確保し、パネル判断の遵守を促すことで、紛争解決手続きの信憑性を高めるように努めるべき。WTOにおいて紛争解決手続きが果たしている役割(服部・岩田(2011))を想起すべきである。

# TPPの改善点

## (1) 例外なき関税撤廃の徹底

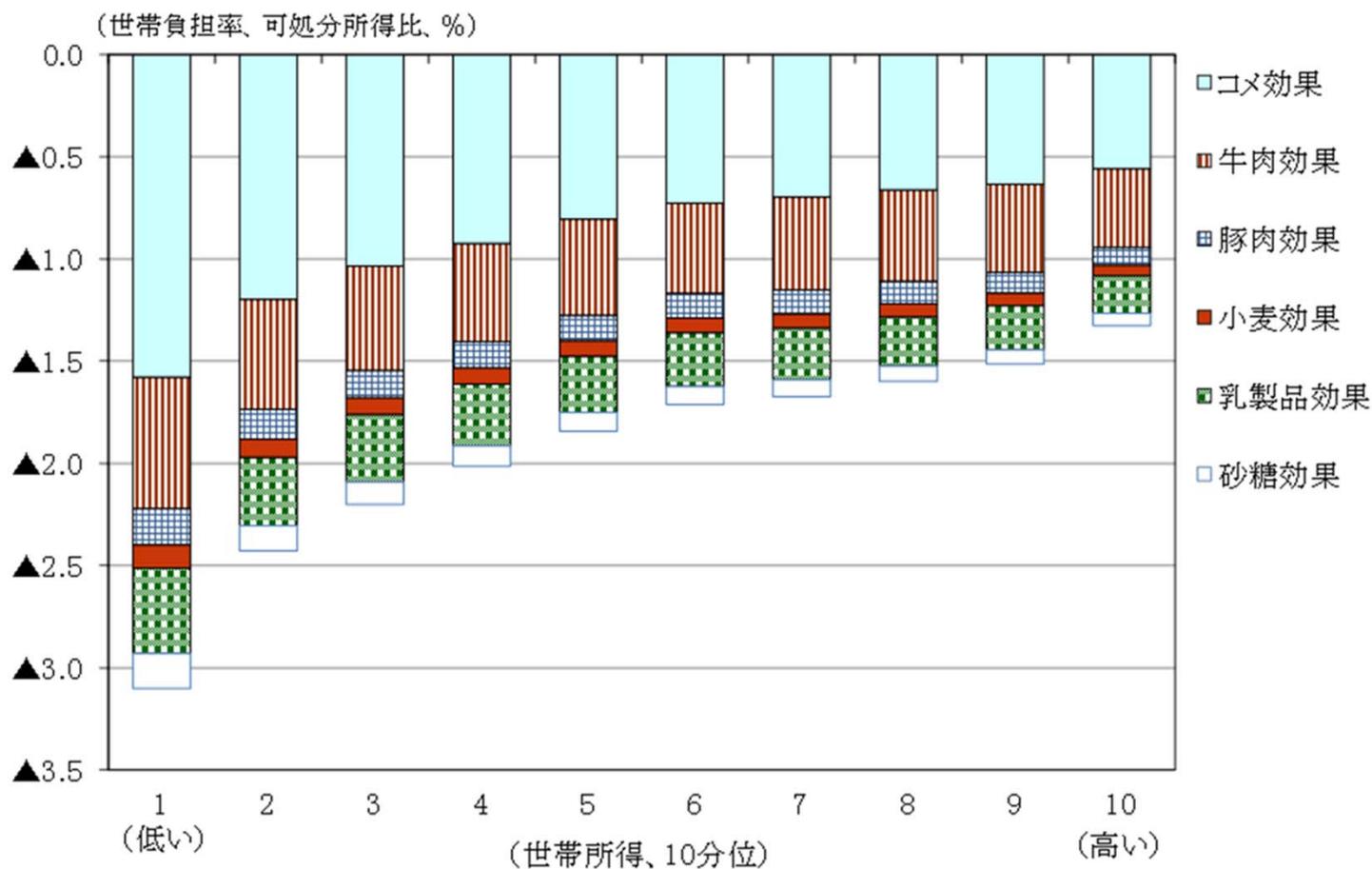
・TPPでは、多くの品目について、市場アクセスが大きく改善することになったが、12か国の交渉の結果、例外なき関税撤廃は不徹底になった。例えば、日本の農業の高関税が維持される一方、米国へ輸出される乗用車（現行2.5%）について、発効から15年目から削減が開始され、25年目に撤廃されるなど、長期間関税が維持されることになった。

→発効後、各国は国内産業の改革を進め、生産性を高めることで、すべての品目について、原則10年で関税撤廃すべきである。

# 農業保護の家計負担

・猿山他(2013)では、総務省『2004年 全国消費実態調査』の個票データを用いて、コメ、小麦、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉のいわゆる農産物主要5品目の農業保護の家計負担について、推計を行った。論文作成時に2009年版については個票公開がまだ行われていなかったため、2004年版を用いた。また、サンプルが少ない世帯主年齢24歳未満、及び可処分所得がゼロの世帯を除き、35043世帯のデータを使用した。

# 農業保護の家計負担の逆進性 猿山他(2013)



⇒コメについての逆進性が大きい。

# 農業保護と消費税の逆進性比較 猿山他(2013)

負担率の比 (第1分位/第10分位)

	総消費基準	可処分所得基準
農業保護	1.35	2.34
消費税	0.98	1.74

(注) 総消費基準は負担額を世帯の総消費支出で割ったものを負担率とし、可処分所得基準は可処分所得で割ったものを負担率とした場合

1. 農業保護は消費税よりも逆進的である。
2. 総消費支出に占める消費税負担額の比率が3.2%であり、農業保護についての同比率が2.2%である。  
⇒農業保護を消費税に換算すると、 $5 \times (2.2/3.2) = 3.4\%$ の税率に相当。

# TPPの改善点

## (2) サービス貿易のさらなる自由化

・TPPでは、ネガティブ・リストが作成されることは大きく評価されるべきであるが、GATSより踏み込んだ新しいルールは導入されなかった。

→GVCの効率性を高めるためにも、国内サービス産業の生産性を高めるためにも、さらなる自由化が必要である。

→例えば、今後は、自由職業サービスの基準について、関係団体間の対話を推し進め、相互認証の在り方を模索すべきである。まず、輸出国の認証機関が自国の基準に照らして、輸出国の基準について適合性を認める場合に、相手国の基準を受け入れるという適合性基準の原則を確立を目指す。

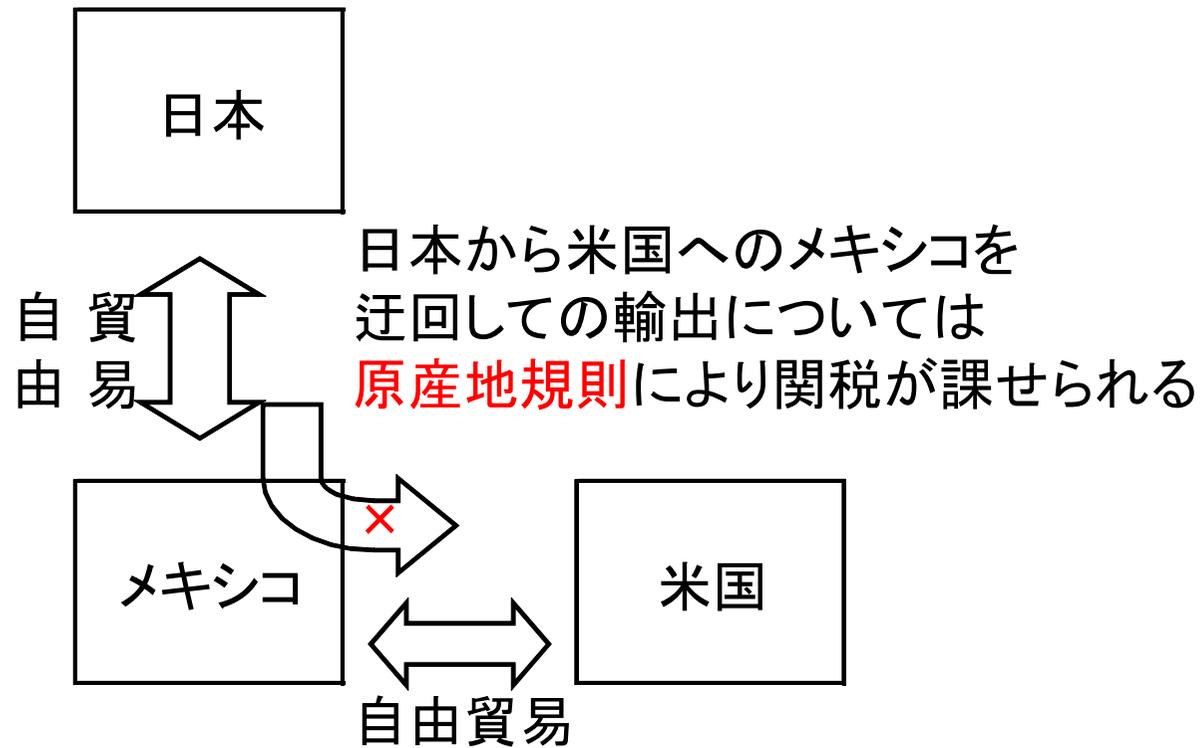
# TPPの改善点

## (3) 原産地規則のさらなる改善

・例えば、日本がメキシコと自由貿易協定を締結することによって、日本は、メキシコを経由してメキシコと自由貿易協定を締結する米国へ**迂回輸出**することによって、米国に課せられる関税を回避することができる。

→ 地域貿易協定締結による**迂回輸出**を防止するために、地域貿易協定締結国間で貿易される財が締約国が原産地であるかどうかを認定する**原産地規則**を定め、原産地であると認定された場合にのみ、無税が適用される。

# 原産地規則



# 様々な原産地規則

## (1) 関税番号変更基準

他国から輸入された中間財や部品などが加工されて関税番号が変わっていれば、その加工が行われた国を原産地とみなす基準

例：日本製の自動車部品（関税番号87.08）を用いてメキシコで加工されて乗用車（関税番号87.03）として輸出された場合、メキシコを原産地とする。

## (2) 付加価値基準

域内で一定の付加価値が生み出されていれば、その製品を原産地とみなす基準

## (3) 加工工程基準

域内で特定の加工工程が行われていれば、その製品を原産地とみなす基準

⇒複数の基準の選択制である場合が多い。

# 原産地規則の問題点

・複数の地域貿易協定が締結されることにより、複数の異なる原産地規則などが複雑に絡み合い貿易取引が複雑化して地域貿易協定が利用されにくくなること

= **スパゲティ・ボウル効果**

→ 原産地証明などの経済的コストが大きくなり、地域貿易協定が締結されても使いにくくなる。

・Ju and Krishna(2005)によると、中間財部門においては、ローカル・コンテンツ要求(原材料や部品等の現地調達要求)と類似の影響を与え、中間財部門での**貿易転換効果**を持つ。

→ ただし、ローカル・コンテンツ要求がWTOで禁止されているのに対して、地域貿易協定において、原産地規則は必要な規定とされている。

# TPP活用に必要となる政策対応

- ・TPPでも、原産地規則が品目ごとに定められている。ただし、TPPを使い勝手が良いようにするために、12か国の原産地規則が統一され、加盟国の付加価値・加工工程を積み上げて原産性を判断する完全累積制度が採用されることになった。
- ・また、これまでの日本のEPAでは、主に、第三者機関として日本商工会議所が原産性の認定を行っていたが、自己証明制度が用いられることになった。

# TPPの改善点

- ・TPPでは、完全累積制度、自己証明制度が採用され、使い勝手の良い原産地規則が採用されたが、原産地規則により、取引先が効率性の高い域外国から効率性の低い域内国に転換し、経済厚生が低下する貿易転換効果が生じる可能性は残る。
- ・繊維製品については、域内で原糸を調達して加工したときに原産性を認める原糸規則により、TPP加盟国の中で途上国であるベトナムがTPPの利益を十分に得られない可能性がある。  
→まず、繊維製品の原糸規則については撤廃すべきである。さらに、将来的には、効率的なGVCの形成を促すような国のTPPへの加盟を促進し、完全累積制度の基準を緩和することが望ましい。

# TPPの改善点

## (4) 競争政策の規律強化

- ・TPPにおいて、国有企業及び指定独占企業や競争政策について規定されている点は高く評価できる。
- ・しかし、国有企業については、国による50%超の株式所有と狭い範囲で定義され、競争政策については単なる努力規定で、紛争解決手続きも適用されない。さらに、貿易救済措置として、各国がアンチダンピング措置を採ることが認められているが、ダンピングにより、輸入国の経済厚生が損なわれるのは、ダンピングが略奪的価格付けとして行われるときのみである。

# TPPの改善点

→ 国有企業の定義を実質基準にする、国有企業について漸進的に国の関与を低下させる規定を導入する、アンチダンピング措置を禁止するなど、TPPにおける競争政策の規律を強化・拡充することによって、域内の競争の歪みを是正することがグローバルな効率性に資することになる。

# TPPの改善点

(5) 為替協議が金融政策を縛らないように注意すべき

・TPPに付随する共同宣言により通貨当局間で為替政策を協議する場が設置。

→これまで、通貨当局が経済のファンダメンタルズを反映した為替レートについて、客観的な基準を議論する場がなかったため、その第一歩となるならば望ましい。

# TPPの改善点

・2016年2月、米国において「貿易円滑化・貿易執行法」が成立。

①対米貿易黒字が年200億ドル超

②経常黒字がGDPの3%超

③為替介入による外貨買いがGDPの2%超

に部分的にでも抵触すれば監視リストに指定し、すべてに抵触した場合、米国は2国間協議で是正を求め、改善できなければ制裁（政府調達停止など）対象とする。

→2016年4月、米国財務省は、日本、中国、ドイツなど5カ国・地域を監視リストに指定した。

⇒背景には、為替条項を巡る米議会の動きがある。

# TPPの改善点

→しかし、デフレ均衡から脱却するためには、為替レート・ターゲットイングが有効(Svensson(2001))であり、2003~2004年にかけて、日本が行った為替介入と量的緩和強化の組み合わせは、為替レートの急激な変動とデフレ悪化を阻止する上で有効であった(岩田(2010))。

→為替条項を巡る米国議会の動きによって、共同宣言に基づく為替政策についての協議の場が、金融政策を縛るものにならないように注意する必要がある。

→例えば、ピーターソン国際経済研究所の「基本的な均衡為替レート(Fundamental Equilibrium Exchange Rate)」の推計では、2016年5月の均衡レートを1ドル=98円と推計しており、為替協議の場で、そこからの乖離が認められないとすると、日本銀行が追加緩和を行うことができなくなり、デフレからの脱却が一層困難になる。

## Ⅱ. TPP後の日本の通商政策

# APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力)

- 日本、オーストラリア、カナダ、米国、中国、ロシアなどアジア太平洋地域の21カ国が参加。
  - 世界全体のGDPの56%を占める。
- APEC＝開かれた地域主義の理念の下、アジア太平洋地域の経済統合と協力を推進する枠組み。
  - アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目指して、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、人間の安全保障、経済・技術協力等を行う。
  - 原産地規則を定めず、21世紀型貿易において国境を越えた障害となる各国の国内制度を取り上げる一方で、その実行については各国の自主的な取引に委ねられている。
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を新たな目標に掲げる。

# アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を 巡る米中の争い

・当初、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)への道筋は、  
当初、以下の2つであった。

(1) ASEAN+3(日中韓)

←中国が支持

(2) ASEAN+6(日中韓+インド、オーストラリア、ニュー  
ジーランド)

←日本が支持

⇒FTAAPへの道筋として、(1)、(2)を中心に議論されて  
いたが、そのいずれにも、米国は参加していなかった。

⇒そこで、米国はこれまで余り注目されていなかったTPP  
の改定交渉に着目し、そこに参加することを表明した。

## アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へ道筋

- (1) ASEAN+3(日中韓)
- (2) 東アジア地域包括経済連携(RCEP)  
(日中韓+インド、オーストラリア、ニュージーランド)
- (3) TPP

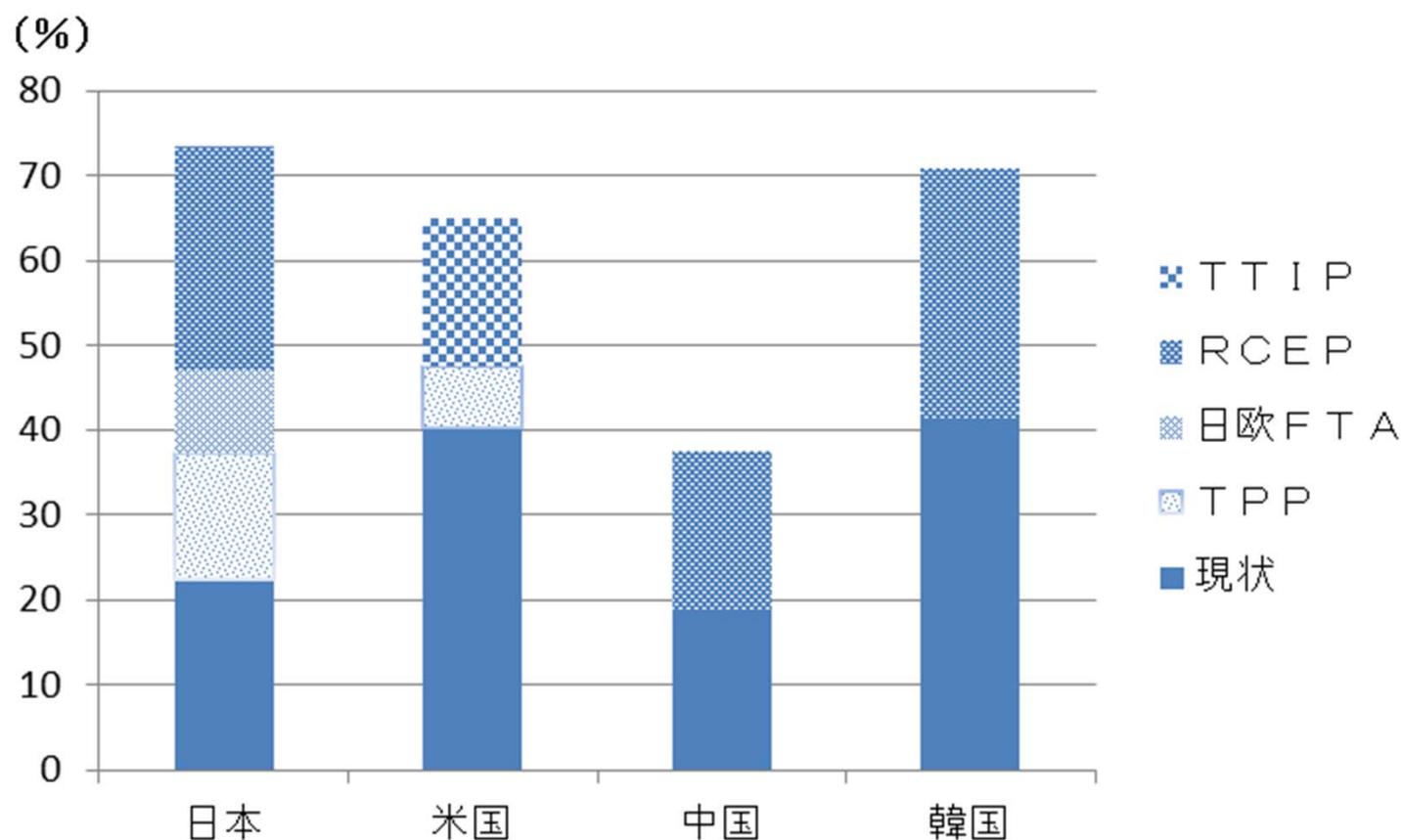
⇒ 米国は、TPPにより、自らが構築したルールベースのアジア太平洋の国際経済秩序に中国を組み込もうとしている。

中国も、自らが中心の新しいアジア太平洋の国際経済秩序を構築するために、ASEAN+3に対する固執を捨て、RCEPに舵を切った。

# 政府目標は、2018年にFTA比率70%への引き上げ

- ・日本再興戦略において、経済連携の推進により、2018年までに貿易額に占めるFTAの比率を、現在の22%から70%に高めることを目標に掲げている。  
→仮に、TPP、日欧FTAが発効しても、FTA比率は約47%にとどまるため、政府目標を達成するためには、2018年までに、日欧FTAに加えて、RCEPを締結することが必要となる。

# 広域経済連携とFTA比率の関係



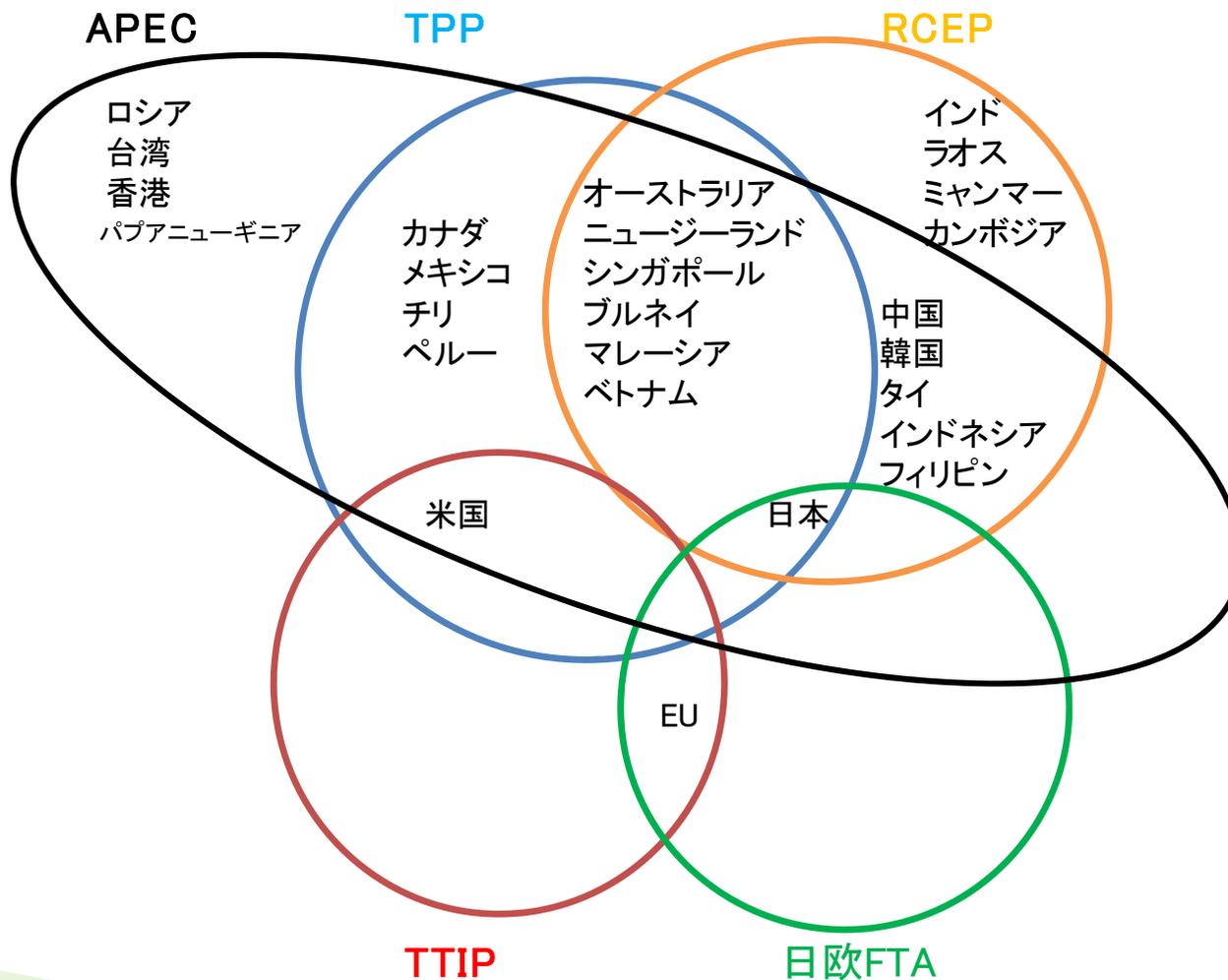
# TPP加盟国拡大におけるASEANの重要性

- ・FTAAPへ至る有力な道筋の一つであるRCEPでは、市場アクセス、サービス貿易、投資、知的財産権、競争などについても交渉を行うことになっているが、国有企業、環境、労働、政府調達、規制の整合性などは含まず、低い自由化に留まる可能性がある。

- ・TPP交渉の大筋合意を受けて、韓国、インドネシア、フィリピンがTPPへの参加に関心を示し、タイ、台湾も前向きな姿勢を示している。

⇒現状では、ASEANはFTAAPへのルートとして、RCEPを指向しているので、インドネシア、フィリピン、タイをはじめとするASEAN各国を積極的にTPPに取り込むことが重要である。

# 日本はメガ・リージョナリズムの結節点



# TPP鑄型にFTAAP形成促進

・新たにFTAが形成されると、他国が地域貿易協定を締結することによって、自国が被る不利益を埋め合わせしようとして、新たな地域貿易協定を締結しようとする**ドミノ効果**が生じる(Baldwin(1993))。

→日本は、TPP、日欧FTA、RCEPというTTIP以外の広域経済連携協定の全てに参加しており、TPP大筋合意のドミノ効果をエンジンとして、TPPに取り入れられた新しいルールが参照値となるように努め、各広域経済連携協定の調和を図りながら、2016年中に日欧FTA、RCEPの大筋合意を目指すべき。

# TPPを鋳型としてFTAAP形成促進

・特に、RCEPについては、オーストラリアなど他のTPP交渉国と共同して、中国、インドをはじめとするRCEP交渉各国に、WTOプラスやWTOエクストラのルールを組み込むことが自らの将来の利益となることを丁寧に説明しなければならない。

→その際、TPPで定められていない、途上国の事情に配慮した特別な扱いとして猶予期間を設けることで、途上国・新興国に新しいルール導入が受け入れられるようにし、FTAAPにおいて、RCEPがTPPと上手く統合できるように努めることが求められる。

# WTOの再構築

- ・広域経済連携は、原産地規則により、域内にGVCを構築しようとするインセンティブを与える。また、一旦、GVCが構築されると、そこから弾き出された企業が構築されたGVCに新たに参入することは困難になる。
- ・現在行われている複数の広域経済連携交渉に、アフリカや南アジアの多くの途上国は参加していない。
  - 複数の広域経済連携が成立すると、各国の経済格差が拡大する恐れがある。
- ・WTOは、新しいルール形成フォーラムとして機能していないが、
  - (1)最恵国待遇原則により、すべての国に自由化の利益を均霑するために、効率的なGVCに歪みを与えることない
  - (2)一般特惠関税制度など途上国の成長を促すという点では優れている。

# 日本の通商政策の目指すべき目標： WTOの再構築

⇒ 効率的なGVCを形成し、各国の経済格差を是正するためには、21世紀型貿易に対応した新しいルールを盛り込む形で、WTOを再構築することが望ましい。

⇒ そのためには、停滞しているドーハ・ラウンド交渉を一旦終了させ、新たにポスト・ドーハ・ラウンド交渉を再設定することによって、WTOのルール形成フォーラムとしての機能を再生することが必要になる。

⇒ 日本は、広域経済連携における新しいルール作りに積極的に関与することによって、世界貿易のルール・メーカーとして、WTOの再構築に主導的な役割を果たすべきである。

# 参考文献

- Baldwin, R.(1993), “A Domino Theory of Regionalism,” NBER Working Paper, No.4465.
- Baldwin, R.(2011), “Trade and Industrialization after Globalization's Second Unbundling: How Building and Joining a Supply Chain Are Different and Why It Matters”, NBER Working Paper No.17716.
- Bergsten, C.F. and J.J.Schott(2015), “TPP and Exchange Rates,” Peterson Institute for International Economics.
- Cline,W.R.(2016), “Estimates of Fundamental Equilibrium Exchange Rates, May 2016,” Peterson Institute for International Economics, Policy Brief.
- Eichengreen, B. and D.A. Irwin(2010), “The Slide to Protectionism in the Great Depression: Who Succumbed and Why ?,” *The Journal of Economic History*, Vol.70(4), pp.871–897.

# 参考文献

- ・Hufbauer, G.C., J.B.Jensen and S.Stephenson(2012), “Framework for the International Services Agreement,” Peterson Institute for International Economics, Policy Brief.
- ・Ju, J. and K.Krishna(2005), “Firm Behavior and Market Access in a Free Trade Area with Rules of Origin,” *Canadian Journal of Economics*, Vol.38, pp.290–308.
- ・Svensson, L.E.O.(2001), “The Zero Bound in an Open Economy: A Foolproof Way of Escaping from a Liquidity Trap,” *Monetary and Economic Studies*,vol.19 pp.277–312.
- ・World Economic Forum(2013), “Enabling Trade Valuing Growth Opportunities,” World Economic Forum in collaboration with Bain & Company and the World Bank.
- ・岩田一政(2010)『デフレとの闘い』日本経済新聞出版社。
- ・猿山純夫・服部哲也・松岡秀明・落合勝昭(2013)「農業保護はどの程度家計負担を増やしているか—個票データを用いた主要6品目の影響推計—」JICER Discussion Paper 140.
- ・服部哲也・岩田一政(2011)「世界貿易体制の再構築」岩田一政・浦田秀次郎編『新興国からの挑戦』、日本経済新聞出版社。

ご清聴どうも有り難うございました。

